

「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

意見等を受けた人数 1人	処理区分		件数
	A	意見の主旨等を条例（案）に盛り込むもの	0
	B	意見の主旨等を既に条例（案）に盛り込み済みのもの	1
	C	今後の運用において参考とするもの	0
	D	条例（案）には盛り込まないもの	3
	E	その他意見・要望等	0

番号	項目	市民からの意見の概要	処理状況	処理区分
1	25条	保育所保育指針を明記する	本条例（案）に盛り込み済み	B
2	28条（3）（6） 33条（3）（6） 第43条（4）（7）	「保育に必要な用具」を「保育に必要な用具、遊具、玩具」	国の基準どおり条例を定めます 保育に必要な用具の中に含まれていると考えております。	D
3	22条、28条、33条、38条	設備基準に遊びや生活の場としての機能、睡眠、休息の機能を入れること	国の基準どおり条例を定めます 国の基準を最低限の基準としつつ、国の動向を注視していきたいと考えています。	D
4		事故防止に関するPDSD（乳幼児突然死）、転落、転倒、誤飲の対策等の条文を加えること	国の基準どおり条例を定めます 規則等で定めるよう検討してまいります。	D

「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

意見等を受けた人数
1人

処理区分	件数
A 意見の主旨等を条例（案）に盛り込むもの	0
B 意見の主旨等を既に条例（案）に盛り込み済みのもの	3
C 今後の運用において参考とするもの	0
D 条例（案）には盛り込まないもの	5
E その他意見・要望等	3

番号	項目	市民からの意見の概要	処理状況	処理区分
1	15条 (4)	保育所保育指針とする	本条例（案）に盛り込み済み	B
2	16条	「特定教育・保育施設の質の評価」を「特定教育・保育施設の自己評価」と「常にその改善を」を「常にその改善に努め質の向上」に修正すべきである。	国の基準どおり条例を定めます 国の基準を最低限の基準としつつ、国の動向を注視していきたいと考えています。	D
3	20条 (11)	個人情報保護及び苦情解決について項目を入れる。	国の基準どおり条例を定めます	D
4	30条	苦情解決のしくみ（苦情受付者、苦情解決者、第三者委員の設置）を整備し必要な措置を講じること。	国の基準どおり条例を定めます 規則等で定めるよう検討してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見の概要	処理状況	処理区分
5	30条第2項	苦情を受けた場合は、苦情受付から解決までの手続きを明確化し、書面における体制整備を行うこと。	国の基準どおり条例を定めます 規則等で定めるよう検討してまいります。	D
6	30条第3項	苦情に関して本市（苦情管理者）に報告しなければならない。	意見として賜ります。	E
7	30条第4項	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う第85条第1項の規定により調査に協力しなければならない。として文書を整理したらどうか。	意見として賜ります。	E
8	32条(3)	従業者は普段の注意と日常業務の中でのヒヤリ、ハットしたことを記録し分析・改善すること。	意見として賜ります。	E
9	44条	保育所保育指針を入れること	本条例（案）に盛り込み済み	B
10	45条	「特定地域型保育者の質の評価を行い常にその改善を図る」を「特定地域型保育者の自己評価を行い、常にその改善に努め質の向上を図る」に修正すべきである。	国の基準どおり条例を定めます 国の基準を最低限の基準としつつ、国の動向を注視していきたいと考えています。	D
11	46条(11)	個人情報保護、苦情解決について項目を入れる	この条文に含まれています。	B

「茂原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

意見等を受けた人数
3人

処理区分	件数
A 意見の主旨等を条例（案）に盛り込むもの	0
B 意見の主旨等を既に条例（案）に盛り込み済みのもの	5
C 今後の運用において参考とするもの	0
D 条例（案）には盛り込まないもの	3
E その他意見・要望等	5

番号	項目	市民からの意見の概要	処理状況	処理区分
1	全般	学童クラブの開設時間を7時から19時までにしていただきたい。	開所時間について本条例（案）で最低基準を定めています。	B
2	全般	入所時説明会と保護者説明会の設置（協議の場合）	意見として賜ります	E
3	全般	運営方針や事業計画作成に際し保護者との協議	国の基準どおり条例を定めません。保護者との協議については事業者の判断になります。	D
4	全般	利用者ひとりひとりの人格を尊重した運営	本条例（案）に定めています。	B
5	全般	緊急時対応や連絡に関する明確化	本条例（案）に定めています。	B
6	全般	苦情窓口の設置	本条例（案）に定めています。	B

番号	項目	市民からの意見の概要	処理状況	処理区分
7	全般	秘密の保持	本条例（案）に定めています。	B
8	全般	食育・子共の成長に配慮したおやつを提供	意見として賜ります。	E
9	全般	安心できる生活の場の提供	意見として賜ります。	E
10	全般	地域資源の積極的活用	意見として賜ります。	E
11	全般	受け入れ学年を小学校6年までしてほしい	児童福祉法の改正で小学校6年まで受け入れができるが、各施設での判断になります。	D
12	全般	公設民営の責任の所在を明らかにしてほしい	公設民営については、事業者に業務委託しているため、事業者になります。	D
13	全般	質の高い保育を提供するために、塾、習い事など民間等と連携して欲しい	意見として賜ります。	E